

社会福祉法人三芳厚生福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳厚生福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長及び業務執行理事に対する報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1に定める上限額の範囲内で各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

(1) 役員の報酬総額は、月間2,000,000円以内とする。

(2) 前項に該当しない役員及び評議員が理事会、評議員会に出席、又はその他法人業務に携わったときは、別表2に定める報酬及び費用弁償を支払う。

(3) 役員の報酬額は、適宜開催される理事会において、法人の業績と当該役員の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ、見直すことがある。

(4) 理事において施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし、職員給与に加え、役員兼任手当として別表3のとおり支給する。

(費用弁償)

第5条 費用弁償は、理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった際に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費と交通費とする。

2 費用弁償の額は、1回につき3,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬の支払いはつぎのとおりとする。

- (1) 第4条1項の役員については、毎月1日に起算し、報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - (2) 第4条2項の役員及び評議員については、報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより源泉所得税等、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、定時評議員会の議決の日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表 1

役員報酬表号俸	支給基準額（月額）	勤務時間目安（週あたり）
1号俸	50,000円	20時間から10時間
2号俸	100,000円	
3号俸	150,000円	
4号俸	200,000円	
5号俸	250,000円	
6号俸	300,000円	12時間から20時間
7号俸	350,000円	
8号俸	400,000円	
9号俸	450,000円	
10号俸	500,000円	
11号俸	550,000円	22時間から30時間
12号俸	600,000円	
13号俸	650,000円	
14号俸	700,000円	
15号俸	750,000円	
16号俸	800,000円	32時間から40時間
17号俸	850,000円	
18号俸	900,000円	
19号俸	950,000円	
20号俸	1,000,000円	
21号俸	1,100,000円	40時間以上かつ 理事会の決議により決定
22号俸	1,200,000円	
23号俸	1,300,000円	
24号俸	1,400,000円	
25号俸	1,500,000円	

別表 2

	報酬（日額）		費用弁償
(1) 理事・監事	4時間以内	10,000円	3,000円
	4時間以上	20,000円	
(2) 評議員	4時間以内	10,000円	
	4時間以上	20,000円	
(3) 評議員選任・ 解任委員	4時間以内	10,000円	
	4時間以上	20,000円	

別表 3

	支給額（月額）
役員兼任手当	20,000円から250,000円